



石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について

厚生労働省は石綿障害予防規則(以下、石綿則)等の一部を改正する省令及び改正省令による改正後の石綿則に基づく告示を公布又は告示するとともに、その内容の周知徹底と運用に関し、各都道府県労働局長宛に通知しました。

改正省令(令和2年7月1日公布)の概要

①石綿則等の一部を改正する省令

概要: [ニュースコーナー2020年6月号参照](#)

施行日: 令和3年4月1日(一部異なるものあり)

関連告示(いずれも令和2年7月27日告示)の概要

②石綿則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(事前調査者告示)

概要: 適切な事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、特定建築物石綿含有建材調査者等を規定

施行日: 令和5年10月1日

③石綿則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等(分析調査者告示)

概要: 適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として、アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター等を規定

施行日: 令和5年10月1日

④石綿則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(特定工作物告示)

概要: 事前調査結果等の報告対象工作物として配管設備等を規定

施行日: 令和4年4月1日

⑤石綿則第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(特定石綿含有成形品告示)

概要: 石綿粉じんが発生しやすいものとして、石綿含有けい酸カルシウム板第一種を規定

施行日: 令和2年10月1日

当社は、アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター等による分析調査に対応しております。ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 [2020年8月4日付 厚生労働省](#)

研究開発箇所 守屋貴志

大気汚染防止法関連省令等に対する意見募集について

環境省は令和2年6月5日に公布した大気汚染防止法(以下、大防法)の一部を改正する法律の施行に向け、関連する政省令等の改正案について2020年8月5日から2020年9月3日まで意見募集を行いました。

①大防法施行令の一部を改正する政令案

概要: 特定建築材料の種類追加、報告及び検査の対象及び範囲既定の整備、他

施行予定期日: 令和3年4月1日

②大気汚染防止法施行規則及び環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

概要: 事前調査信頼性確保、石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認、他

施行日: 令和3年4月1日(一部異なるものあり)

③大気汚染防止法施行規則第16条の5第2号の規定に基づき環境大臣が定める者

概要: 適切な事前調査を実施するために必要な知識を有する者の規定

施行予定期日: 令和5年10月1日

④大気汚染防止法施行規則第16条の11第1項第3号の規定に基づき環境大臣が定めるもの

概要: 事前調査結果等の報告の対象工作物の規定

施行日: 令和4年4月1日

⑤大気汚染防止法施行規則別表第7の4の項下欄ハの規定に基づき環境大臣が定めるもの

概要: 特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となる建材を規定

施行日: 令和3年4月1日

当社は、特定建築物石綿含有建材調査者による事前調査や、アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクターによる分析に対応しております。ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 [2020年8月5日付 環境省](#)

研究開発箇所 守屋貴志

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理の認定申請について \(株式会社かんでんエンジニアリング\)](#)
- [2. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理の認定申請について \(北海道電力ネットワーク株式会社\)](#)



アスベストの事前調査承ります!

アスベストの使用の疑いのある建築物を解体する際には、アスベスト使用有無の事前調査が必要不可欠です。弊社は平成30年基安化発第0420第1号(厚生労働省通達)に対応した分析調査に対応可能です。詳細は下記 URL をご参照ください。

<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR18003.pdf>

お問い合わせはこちら